

実績紹介コーナー

豊島区立熊谷守一美術館の案内板を新規設置！

有楽町線要町駅からの豊島区立熊谷守一美術館への案内標識が新たに2か所設置されました。要町駅徒歩1分の要町通り沿いにあるマンション隣接壁につき。もう一つは要小学校へ直進誘導するための分岐点となる店舗に設置されました。特にこの分岐点で間違ってしまい、迷う人が多く、近隣の方が道を聞かれることが多いことから私にも要望が寄せられていました。

要町駅近くのマンション隣接壁に



分岐点の店舗に



トイレが豊島区を変える！第二弾

豊島区では、現在公園等のトイレ85か所を平成31年度までに改修すべく取り組んでおります。ここでは、現時点での改修計画の一部を紹介します。

公園名	実施年度	改修・建替
西池袋公園	H31	改修
上り屋敷公園	H31	改修
池袋第二公園	H30	建替
池袋三丁目公園	H31	改修
谷端川親水公園	H31	改修
千早フラワー公園	H31	改修
※富士浅間神社境内仮兒童遊園	H31	建替
千早公園	H31	建替
千早緑地公園	H31	改修
千早二丁目公園	H30	建替

※同トイレは、老朽化により現在使用中止中。
建替えまで時間を要するため本年12月中旬に仮設トイレを設置予定。

【住所】〒171-0043 東京都豊島区要町2-5-13 【電話&FAX】03-3974-7736 【メールアドレス】k_tsuji@a.toshima.ne.jp
【公式HP】<http://kaoru-tsugi.com/> 【ブログ】辻かおるの出前通信 検索 Yusuke・辻かおる】随時投稿しています!

【発行者】公明党豊島区議団 豊島区南池袋2-45-1 電話 3981-1428 ◆平成30年9月

豊島区議会報告

第33号

辻かおる 出前通信

一人の声から政策実現！



辻かおるの
「実現しましたマーク」 どんどん増やしていきます！

“辻かおる”にお気軽にご相談下さい。
また、お気付きの点など、ご一報頂ければ幸いです。



大阪府北部地震を受けて緊急対策を申し入れ！

6月19日公明党豊島区議団は、大阪府北部地震による小学校のブロック塀倒壊事故等を受けて、高野之夫区長並びに三田一則教育長に対して、下記3つの緊急対策を要望しました。

- 1 小中学校のプール等外壁の安全性の確保
- 2 通学路の総点検・安全性の確保
- 3 区内全域のブロック塀等の点検・改善

6月19日区長応接室にて



申し入れに対して区は緊急対策を直ちに実施！



要小学校ブロック塀撤去前



撤去後

- 1 特に緊急性の高い区立要小学校はじめ、4小学校においてブロック塀を撤去する等の対策を直ちに実施しました。
- 2 通学路の安全確保のため危険個所を迂回したルートに変更実施
- 3 民有地のブロック塀等は所有者へ安全対策の呼びかけを実施
- 4 既存のブロック塀等改善工事助成等の拡充検討、助成制度の周知

辻かおるは、
議会での助成制度の
拡充を要請する
詳細は2ページへ

既設塀等改善工事助成事業を実現させました！

安全・安心、近隣に配慮した民泊を推進！

7月9日区議会全員協議会で、区から「既存のブロック塀等改善工事助成等の拡充を検討している」との報告に対して、辻かおるは、区民からの切実な声を受けて、既存のブロック塀等改善工事助成事業における適用条件の緩和と助成額の拡充を強く要望しました。

その結果、7月25日に、平成31年度までの特別措置となります。新規制度として「既設塀等改善工事助成事業」の発表があり、条件緩和と助成額の拡充を実現することが出来ました！

適用条件については、区のホームページに掲載中の「既設塀等改善工事助成事業」をご覧下さい。

助成額の拡充内容は、下記の通りです。

これまでの助成額

- ① 撤去費用：1メートルあたり2,500円
- ② 新設費用：助成対象経費の2分の1（30万円が限度）

大幅に拡充

新規助成額

- ① 既設塀等除却部分の見付け面積に6,000円/m²を乗じた額
 - ② 新たな塀等の築造に係る経費の3分の2以内の額
- ※①、②の合計とし、100万円が限度



7月9日全員協議会にて（インターネット録画映像より）

7月25日、石井啓一国土交通大臣が豊島区内の民泊の取り組みを視察した際に同行しました。その際、大臣は「今後も健全な民泊事業の普及を後押ししていく」と語りました。



豊島区は、住宅地と商業地がほぼ半数であり、住商混在の街であることから、区域・期間制限をせず、区内全域に法を適応させることにより安全・安心で近隣に配慮した住宅宿泊事業（民泊）を目指しています。



©KOMEITO

豊島区ルールを設定

I

届け出前に必要なこと

- ① 消防署への事前相談、安全措置チェックリストの作成
- ② 20m範囲内の周辺住民へ書面での事前周知

II

届出住宅

- ① 法定標識の掲示
- ② 区ホームページで公表

III

家主不在型の場合

- ① 宿泊者へ対面での本人確認と鍵の手渡しを実施
- ② 生じたゴミは地域の集積所には出せず、事業系ゴミとして処理
- ③ トラブルには、業者が30分以内に対応